

平成27年度1回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成27年3月10日）

（午前9時57分 開会）

開会・開議宣告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいまから、平成27年歌志内市議会第1回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に2番川野敏夫さん、6番女鹿聡さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（山崎数彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から3月19日までの10日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（山崎数彦君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案23件、定期監査及び財政援助団体等監査報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成26年第4回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記

記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は7名の出席であります。

本日欠席されますのは梶議員であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

市 政 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第4 市政報告であります。

一般行政について報告を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

おはようございます。

車両についての事故報告でございます。

歌志内市所有の車両事故2件について御報告いたします。

平成27年1月7日午前9時40分ごろ、歌志内市所有の除雪車両による交通事故が発生しました。

発生場所は、市道工業団地線の大栄産業入り口付近で、市から除雪車両運転等の委託を受けている運転手が、市道工業団地線の拡幅除雪のため、文珠しらかば団地方面から砂川市方面へ作業を行っていたところ、対向車両が来たため、市所有のドーザーショベルを左端に寄って停車し、対向車両を通過させました。

その後、作業を再開するため、一旦バックし、センターラインに車両を寄せようとしたところ、同じく停車していた赤平市在住の市内勤務者の運転する軽自動車と接触をする事故が発生したものであります。

軽自動車は、フロントガラスとボンネットが破損しており、事故後、軽自動車の運転手の状況を確認したところ、身体への負傷はないとのことであります。

事故の原因については、ドーザーショベル運転手の後方確認不注意とのことであり、市が加入している全国市有物件災害共済会自動車損害共済を通じて、被害者と協議を行ったところでございます。

今回の事故発生を受けて、委託先や職員に対しても、交通安全の励行を周知したところであります。

なお、本件につきましては、2月27日、示談を締結したため、後日、追加議案として、損害賠償専決処分の報告をすることを予定しております。

次に、平成27年2月23日午後2時50分ごろ、職員が運転する歌志内市所有の車両が巻き込まれる交通事故が発生しました。

発生場所は、道道赤平奈井江線の歌神社宅付近で、職員1名が市内外勤のため、ワンボックスタイプの車両を運転し、文珠方面へ向かう途中、ライトバンタイプの対向車両がセンターラインをはみ出してきたため、職員が危険を回避しようと路肩に寄り停車いたしましたが、対向車は職員の車両に気づくことなく、正面に衝突したものであります。

事故後、職員、相手方運転手及び同乗者1名は、救急車にて砂川市立病院へ搬送されましたが、負傷の程度は全員軽症とのことであります。

事故の原因等については、現在、調査中とのことでありますが、芦別市在住の相手方運転手が、何らかの理由によりセンターラインをはみ出したのが原因であり、相手方運転手は、市の所有の対向車両に気づいていなかったとのことであります。

この事故により、市所有の車両については、前面が大破しており、被害額や修理等について、相手方保険会社と協議をしているところであります。

今回の事故については、職員に過失は認められませんが、当市は、交通事故死ゼロ1,500日を3月19日に控えており、職員はもとより、市民挙げて交通安全運動に取り組んでいる最中であるため、職員に対し、より一層の交通安全の励行を周知したところであります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 交通事故ということですのでけれども、ドーザーショベルの事故の発生が1月7日ということなのですけれども、それ以後、行政常任委員会が2回ほどあったと思うのですけれども、そのときに若干なりの報告がなかったのは、何かわけがあるのか、その辺をお尋ねします。

それと、以前にもドーザーショベルで、中央バスと事故があったということも伺っておりますので、この後どんな防止対策、業者とともにということなのでしょうけれども、これを行ったのか、その具体策をお尋ねしたいと思います。

それと市所有の車両で、正面衝突されたということなのですけれども、先ほどの報告では軽症ということだったのですけれども、もう既に業務に復帰されているのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 1点目の件につきまして、私のほうからお答えいたします。

発生が1月7日ですので、行政常任委員会が1月、2月に開催されて、本来であれば、直近の委員会に報告すべきところではございましたが、今回、失念等によりおくれしてしまいました。次回以降、直近の行政常任委員会、もしくは、それに間に合わなければ、こういった市政報告ということで、報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 2件、建設課にかかわる事故で、おわび申し上げたいと思いません。

除雪車の物損事故ということでございますが、中央バスとの接触も以前にございました。その後の対応ということでございますが、無線機を全ての職員といえますか、委託業者に無線機をそれぞれ携帯するようにはしております。

たまたま中央バスのときは、無線機がかかっていなかったというふぐあいがありました。それで、無線機、あるいは移動の際の旗振り等の徹底を図ってきたところでございます。

このたび、1月7日の事故につきましては、たまたま移動中で、旗振りも工業団地のほうに、現場に向かうということで、万全な体制での除雪の前の事故でございました。若干吹雪いておりまして、真っ白い車ということで、なかなか視界の識別といえますか、そういう部分も運転手のほうができなかったのもあるのかなと思っておりますが、いずれにいたしましても、後方の

確認、不注意ということでございますので、会社と職員に再度交通安全の励行を促したところでございます。今後、気をつけます。

それと、職員の復帰につきましては、当日から、大丈夫だということで、復帰しているところでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

報 告 第 1 号

○議長（山崎数彦君） 日程第5 報告第1号定期監査及び財政援助団体等監査結果報告についてを議題といたします。

この件については、提案説明を省略し、質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 報告書の一番後ろのページの4番目、監査の結果というところで、何点かちょっとお聞きしたいところがあります。

この4番目の中ほどに、財政援助・出資団体にかかわる業務については、上記のような補助金が、交付目的に沿った適切な使用がされておらずということで書かれております。これはどういったことなのか、お聞きしたいと思います。

二つ目として、昨年度報告でも指摘されていた事項が、株主総会、取締役会議録の不備、事務取扱規程の未整備に関するものが整っていないということで言われております。

また、一緒に、株主、取締役、監査役の役割が十分機能していないことも改善されていないということで書かれておりますけれども、これはなぜかと、なぜこういうふうなことになっているのかということをお聞きしたいと思います。

三つ目として、この指摘事項、これ去年も同じようなことが書かれていたのですけれども、この指摘事項を改善されるのに1年以上の時間がかかるものなのかどうかをお聞きしたいと思います。

3点です。

○議長（山崎数彦君） 上田監査委員。

○監査委員（上田正昭君） まず最初に、補助金の関係でございますけれども、これにつきましては、施設利用促進整備のほかに、改修工事などの各種補助金がございますけれども、これらに対する交付申請並びに実績報告書等での書類に事業内容が明瞭に記載されておらず、不明確であることから、今回の指摘事項とさせていただいたものでございまして、それから、昨年度の結果が、そのままだというようなことでございますけれども、これにつきましては、所管課と会社との関係が、その部分で、昨年度の指摘事項でありますことが不十分であったため、再度指摘したものでございます。

それから、これらの指摘事項につきましては、所管課なり、そういう団体等が自覚いたしまして、改善、是正すべき問題で、我々としては、ある程度の限界といえますか、それを感じ

ておりました。今後、さらにそういうようなことの指導、指摘の改善に努めていきたいと考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 1年以上、とりあえず時間が経過しているのにもかかわらず、改善が見られないということなのですから、監査委員のほうから見て、振興公社側が、指摘されていることを改善しようとしている姿勢というのは見えるかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

あと、議事録不備、規程の未整備、株主、取締役、監査役の機能が十分発揮されていたとしたら、25年度の1,155万円の当期純損失というのは極力抑えられたのではないかなという感じがするのですけれども、その辺はどう思いますか。

○議長（山崎数彦君） 上田監査委員。

○監査委員（上田正昭君） 確かにそれらの部分については、監査事務局なり監査委員としての限界を感じているところがございます、それらの問題につきましては、今後ともそれらのことを引き続き積み重ねていくしかないのかなという考えで、まず、指導事項について、監査公表の段階で、書面によります質問をいたしまして、それに対する答えが、そのままなかなか、要するに改善事項に結びつかないような感じを持ったものですから、それらのことが不十分で、改善されていないというような考え方を持ったわけでございます。

なお、細かいことにつきましては、二、三、事務局のほうから答弁させていただきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 赤田監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（赤田敬一君） 私から再三指導してきた内容と、それから、今回、指導に至った具体的な内容としましては、補助金の不適切な使用という内容につきましては、基本的に、三セクへの財政支援の考え方につきましては、経営に伴う収入をもって充てることのできない経費、また、能率的に経営を行ってもなお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、財政支援もやむを得ないという、総務省からこういった指導がなされております。

したがいまして、単なる赤字に対する補填というものは認められておりません。しかし、先ほど言いました各種補助金の中で、温泉施設利用促進補助金、平成25年度には1,500万円を交付しているわけではありますが、先ほど言いましたとおり、経費が不明確で、予算額全額をそのまま申請をして、交付を受けているような実態にありまして、この補助金が明らかに赤字補填に対するものとなっているということでございます。

また、アリーナ、チロルの活用推進補助金につきましても、本来であれば、使途、利用範囲だとか利用料金、補助対象経費、経費の算出方法等の協定等を結びまして、それが補助金の根拠となるべきところだと考えておりますが、これについても、交付申請、実績報告書では、経費の算出基準が明確になっておりませんでした。さらに、証拠書類等もなかったような状況であります。

また、平成25年度には、多額の補助金等を使用しまして、施設の改修工事を行ったところなのですから、その支出に当たって、請求書がないなど、適正な会計処理が行われていなかったというところでもあります。

また、株主総会議事録等の関係につきましては、議決結果が明確に記録されていなかったというところでもあります。

あと、事務取扱規程等につきましては、昨年度も指導しているのですけれども、運営上必要

とされる決裁等に関する各種規程が整備されておられません。その結果、前段申し上げました、不適切な会計処理に至っているものというふうに考えております。

あと、株主、取締役、監査役の関係なのですけれども、これについても、昨年度と同様、役割を明確にする社内規程等が整備されておらず、業務課長など役職担当者も配置しておりません。業務執行における指揮命令系統が不明確になっているという、昨年度と同様の指導でございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 補助金が赤字の補填に使われていた可能性もある。ちゃんとした記録がないということは、赤字の補填に使われていた可能性もなきにしもあらずということだと思っておりますけれども、これは、本当に運営上よくないことではないかと思うのです。それに対して、強く監査委員のほうから指導したりだとかということも、今後、きちんきちんと行っていく必要もあると思っておりますけれども、その改善がないと、どんどんどんどん、この補助金がどういうふうな使われ方をしているのかというのが、明確なものがわからなくなると思いますので、きちんとした指導、そして、公社のほうには、きちんとした対応をしてもらうというやり方を本当にとっていかないと、補助金なので、市民の皆様の税金を使っているということなので、その辺きちんと本当にしないとだめだと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（山崎数彦君） 上田監査委員。

○監査委員（上田正昭君） それは、一応考え方としては、当然だと思いますけれども、これが2年、3年続きますと、我々監査の指導、指摘ではなく、会社なり行政なりの対応が求められるものではないかと考えております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 今の監査の結果は、今の最後のページなのですけれども、一応補助金が交付目的に沿った適切な使用がされていない。ないしは、十分に機能していない事項についても整備されていないという、現状の指摘はあるのですけれども、監査委員の条項にある、意見も提出することができるという項目があります。監査委員の意見としては、こうなっているから、こうしなさい。こういうふうに変えていかなければだめですというような意見が、この文章からはちょっと読み取れないのですけれども、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、その前のページ、これは、各所管の監査の結果なのですけれども、その最後の欄に、年々指導する項目がふえる傾向にあるということなのですけれども、これはどんな、今まで指導しているけれども、直っていない。ほかに指導する項目がふえているという意味だと思うのですけれども、例えばどんな指導がふえているのか、これをお尋ねしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 上田監査委員。

○監査委員（上田正昭君） この監査結果報告については、意見なり、そういうものについては、別に提出するような考え方になり、文章でやるか口頭でやるかについては、これからある程度考えていきたいというような考え方でございます。

それから、2番目につきましては、事務局のほうから答弁します。

○議長（山崎数彦君） 赤田監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（赤田敬一君） 指導件数の例えばの例なのですけれども、契約関係につ

いてふえております。あと、財産管理、いわゆる備品台帳関係についてもふえておりますし、それから、補助金の交付に係る書類の整備等についても若干ふえているというような傾向がございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第1号は、報告済みといたします。

市政執行方針演説

○議長（山崎数彦君） 日程第6 市政執行方針演説を行います。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

平成27年第1回定例会市議会の開会に当たり、新年度の市政執行に臨む私の所信と施策の大綱について申し上げ、市議会議員並びに市民の皆様に御理解と御協力をお願いするものであります。

はじめに、多くの皆さまの御支援を賜り、人と人とのつながりを大切にする「市民と協働のまちづくり」を信条に、市民誰もが住んでいてよかったと実感できるまちづくりの実現に向け、着実に市政を推進してまいりました。

さて、我が国では、人口減少の克服や東京への人口一極集中の是正などを基本理念として、地方創生に向けた「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、自治体においても、この国の取り組みに合わせて、地方版総合戦略の策定が求められております。本市におきましても、地域特性を生かし、北海道と連携し、あらゆる取り組みを総動員して、地方創生の実現に取り組んでまいります。

また、第5次基本構想・基本計画が本年度で終了するため、平成28年度以降の本市のまちづくりの指針となる総合計画を策定し、次世代に誇れる歌志内の礎を築く新たな一歩を踏み出してまいります。

一方、本市におきましては、依然、地方交付税に大きく依存する財政構造に変わりはなく、安定的かつ持続可能な財政運営の確立と人口減少対策を最重要課題としながら、限られた財源の中で最大の効果を上げるため、施策の「選択と集中」を徹底し、子供から高齢者までの全ての市民が、「安全で安心な暮らしを心から実感できるまち」を目指し、全力で取り組む所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成27年度に取り組む主要施策の大綱について申し上げます。

第1は「市民と協働で創るまち」であります。

地方分権の進展とともに、地方自治は、時代の変化への対応や、みずからの発想と創意工夫により個性を生かした自立が求められております。

このため、引き続き基礎自治体としての役割を認識し、真に必要な市民サービス向上のため、多くの市民との対話を進め、多様な行政ニーズの把握に努めるなど、市民全体のまちづくりに取り組んでまいります。

広報広聴活動につきましては、「広報うたしない」を親しみやすい紙面にするため、広報モニターからの御意見を反映しながら、見やすく・読みやすく・親しみやすい広報紙を目指し、

紙面編集の工夫に努めてまいります。

また、市の公式ホームページは、より早い情報提供の手段として、情報更新のスピード化と的確な情報発信に努めてまいります。

なお、市民ニーズの把握と行政情報の共有化などを目的に、地区別市政懇談会や町内会連合会との情報交換会、小中学生との語る会を引き続き開催し、さらに各種団体等との「ふれあい市長室」を実施し、市民と直接対話する機会を設けてまいります。

次に、我が国の平和な未来を築くための取り組みとしましては、市民の平和に対する意識の高揚を図り、恒久平和を願う啓発活動を引き続き推進してまいります。

第2は「活力と魅力あふれるまち」であります。

アベノミクスにより国内景気は回復基調で推移しておりますが、本市においては、商工業者を取り巻く環境に改善の兆しは見えず、厳しい経営が続いております。

このため、商工会議所と情報共有を図りながら、事業所の経営安定化に向けて取り組んでまいります。

鉱業の振興につきましては、空知炭礦グループによる露頭炭採掘事業の継続及び安定した操業に向けて、関係機関と連携のもと、支援してまいります。

農業の振興としましては、操業開始から順調に推移している葉野菜水耕栽培事業の安定化はもとより、引き続き薬草栽培事業の実現に向けた調査・研究など、1次産業の振興に取り組んでまいります。

また、近年被害が著しい有害鳥獣対策としましては、市内における被害等の実態把握に努めるとともに、特に、エゾシカの捕獲・駆除に向けた対策を積極的に講じてまいります。

次に、新産業創造等事業につきましては、平成29年3月までの新基金運用予定期間を視野に入れながら、実効性のある事業への活用を検討し、新産業の創造とともに雇用の創出に努めてまいります。

また、地域特産品づくりへの取り組みといたしましては、「歌志内オリジナルの土産品」づくりに向けて、庁内に検討組織を設置し、さらに、意欲ある事業者の取り組みに対する助成制度を設けてまいります。

次に、観光事業につきましては、指定管理者制度により運営されているかもい岳温泉、かもい岳スキー場、道の駅附帯施設がより一層利用者から親しまれ、魅力ある施設となるよう要請してまいります。

また、かもい岳自然公園にある展望台の改修を初め、老朽化等に伴う施設改修につきましては、安全性等を考慮しながら行ってまいります。

なお、今年度末でこれらの施設の指定管理期間が終了することから、今後の施設のあり方に係る検討も含め、次期の取り扱いに向けた準備をしてまいります。

株式会社歌志内振興公社が経営するチロルの湯につきましては、光熱水費など経常経費の増加などから厳しい経営が続いております。今後も市民の憩いの場や健康増進施設として、利便性の向上を図るとともに、管理運営体制の見直しを含め、経営改善に向けて努力されるよう要請してまいります。

労働行政の推進につきましては、引き続き厳しい雇用情勢にある中、関係機関と連携のもと、雇用の創出に向けた各種支援制度等の情報提供に努めてまいります。

定住化対策としましては、東光団地の分譲促進を初め、住宅建設助成金制度や子育て支援などの定住支援制度のPRにより、定住促進を図ってまいります。

また、今年度より国の地域おこし協力隊制度を活用し、移住定住の促進や地域情報の発信、

地域資源の発掘や有害鳥獣対策などの活動を行いながら、隊員の定住・定着を図るとともに、北海道や北海道移住促進協議会等の関係機関と連携を図り、移住定住に関する地域情報の発信・提供を継続してまいります。

地域間交流の促進につきましては、交流人口の一層の拡大に結びつくよう、各種大会やイベントなど、地域活動を実践する団体への支援に努めながら、地域活性化に結びつけてまいります。

第3は「健康で心ふれあうまち」であります。

地域福祉の推進につきましては、歌志内市地域福祉計画の基本理念、気遣い、心遣い、向こう三軒両隣に基づき、市民の主体的な参加と、事業所、行政の協働のもと、安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指してまいります。

今年度は、地域福祉活動を担う人材の発掘と育成に関する事業を引き続き実施してまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心して生活が続けられるように、介護、予防、医療、生活支援、住まいの各サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、引き続き高齢者の立場に立った視点で支援してまいります。

また、認知症対策の一つとして、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人とその家族を地域で見守り、支え、地域で安心して暮らしていけるよう取り組んでまいります。

児童福祉の推進につきましては、子ども・子育て支援新制度が本年度から本格的にスタートするため、歌志内市子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育委員会との連携のもと、推進体制等の整備を進めてまいります。

また、保育所を利用する保護者の就労時間の変化に対応するため、保育所利用時間を30分延長するとともに、保育料を見直し、保育所の利便性の向上と保護者の負担軽減を図り、子ども・子育て支援の一助としてまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、障害者総合支援法及び「第4期歌志内市障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人が自立して生きがいを持ち、安全で安心して暮らすことができるよう、各種サービスの提供を推進してまいります。

次に、保健行政の推進につきましては、「歌志内市健康増進計画」に基づき、予防対策事業及び健康づくり事業を推進してまいります。

特に、健康寿命の延伸を中心課題と捉え、生活習慣病の発症予防や重症化予防対策を推進するため、20歳から30歳代の健康診査や2次健診として、ブドウ糖負荷試験等を継続実施するほか、本年度から後期高齢者医療制度の被保険者に対する検査項目に、これまで行われていなかった特定健康診査独自の検査項目を追加し実施してまいります。

また、各種がん検診につきましては、がん検診推進事業を継続し、受診の促進と異常の早期発見に努めてまいります。

感染予防対策としましては、昨年度、定期予防接種となった高齢者肺炎球菌ワクチンの全額助成を継続し、感染予防に努めてまいります。

母子保健対策につきましては、妊産婦の健康管理と乳幼児の健やかな成長のため、健康診査を初めとする各種保健事業を推進するとともに、安全・安心な出産の確保と子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、妊婦一般健康診査の助成を継続実施するほか、幼児に対するフッ素塗布を無料化し、う歯予防に努めてまいります。

次に、病院事業につきましては、病院運営の指針としております「歌志内市立病院経営健全

化計画」を基本に、不良債務を発生させないよう、経営の健全化に一層努力してまいります。

なお、本計画につきましては、今後、国が新たに示す「公立病院改革ガイドライン」に基づき策定することから、これまでの計画を継続し、健全な病院経営に向けた取り組みを行ってまいります。

また、医療体制につきましては、現状の医師及び診療体制を確保し、安定的な医療の提供に努めてまいります。

さらに、中空知圏域における各自治体病院相互の医療連携を推進するための地域医療ネットワーク化について協議を行ってまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、特定健康診査の受診費用の無料化を継続し、疾病の早期発見、早期治療につなげ、被保険者の健康の保持・増進及び医療費の抑制を図り、事業の健全な運営に努めてまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、被保険者が安心して医療が受けられるよう、運営主体の北海道後期高齢者広域連合と連携して、制度の円滑な運用に努めてまいります。

また、子どもの医療費助成につきましては、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、次世代を担う子供たちの保健の向上と健やかな育成を図るため、新たに18歳までの年齢拡大による医療費無料化を実施してまいります。

第4は「快適でやすらぎのあるまち」であります。

市民の快適な生活空間となる道路や河川につきましては、日常的なパトロールと適宜維持修繕を行い、市民の安全確保に努めてまいります。

特に、冬期間につきましては、交通安全上支障とならないよう、降雪状況や沿道の堆雪状況を把握しながら除排雪を行い、歩車道の確保に努めてまいります。

道路整備事業につきましては、引き続き神威地区山手線の歩道改修とチロルの湯前の温泉通り線の防護柵改修を行ってまいります。

道路附帯事業につきましては、みどり団地及びしらかば団地の道路防犯灯のLED化を進めてまいります。また、橋梁の長寿命化を図るため、神威振興橋の橋台補修工事を行ってまいります。

次に、治山事業につきましては、本町真王寺地先の附帯工事となる排水溝整備を行い、河川事業につきましても、引き続き若鍋川の河川改修工事を行ってまいります。

また、将来のまちの形成に向けた都市計画のあり方が課題となっており、計画的な土地利用の推進を図るため、「歌志内市住生活基本計画」や「歌志内市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の整備事業を推進し、人口規模に見合った集約型のコンパクトシティの形成を進めるため、老朽化住宅の解体除却や住宅の集約化を図りながら、より一層良好な住環境整備に努めてまいります。

本年度の主な事業としましては、策定から5年が経過する「歌志内市公営住宅等長寿命化計画」の見直しを行い、平成28年度に建設予定の高齢者向け市営住宅の新築設計を行ってまいります。

また、住宅の集約化につきましては、日の出団地公営住宅の地区内の集約を行うとともに、桜沢地区改良住宅についても、用途廃止に向けた移転事業を進めてまいります。さらに、中村中央団地の寡婦住宅1棟4戸の解体を行い、同地区の住環境整備を進めてまいります。

次に、住宅改修事業につきましては、文珠しらかば地区改良住宅2棟12戸の無落雪化工事及び中村中央団地・日の出団地の屋根ふきかえ工事を行ってまいります。

道路改修事業としましては、本町中央地区改良住宅前の改修工事及び住宅内の公園改修とし

て、歌神一区の改良住宅集会所横の防護柵の改修工事を行ってまいります。

上水道事業につきましては、3市1町で構成する中空知広域水道企業団の管理のもと、安全で安定的な水道水の供給が確保されるよう努めてまいります。

下水道事業につきましては、水洗化の促進と施設の維持管理を行っており、計画区域内の全戸数に占める水洗化率は、平成26年12月末現在90.8%で2,365戸となっております。

また、昨年の集中豪雨の影響を受けた沢町川につきましては、氾濫の分析調査を行い、下水道整備事業の雨水対策事業として、調査設計に着手するほか、本年度につきましても快適性の向上を図るため、未整備住宅への水洗化促進に努めてまいります。

環境衛生事業の推進につきましては、ごみの不法投棄や不適正排出の防止を図るため、看板の設置や広報紙、巡回による啓発を行い、環境美化に努めてまいります。

また、資源回収奨励金の交付により、資源回収団体の活動を支援するとともに、資源物の回収を進め、市民、地域、団体等と協働でごみの減量化と再資源化を推進してまいります。

可燃ごみの処理につきましては、中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却施設において円滑に適正処理されるよう、広域連合等と連携を図るとともに、広域連合から受託した焼却灰を処理する専用施設として、東光最終処分場を適正に管理運営してまいります。

し尿処理につきましては、4月から石狩川流域下水道組合において共同処理が供用開始となり、今後につきましては、同組合と連携を図りながら、適正なし尿処理に努めてまいります。

次に、消防行政の推進につきましては、防火対象物への立入検査及び一般家庭査察等を通し、今後も市民一人一人の防火意識の高揚に努め、無火災を目指してまいります。

救急業務につきましては、救急救命士及び救急隊員の知識・技能を高め、救急救命体制の高度化を進めてまいります。また、救命率の向上を目的とした市民への救急講習を積極的な開催し、応急手当の普及促進を継続的に行ってまいります。

次に、消防団の活動拠点施設につきましては、老朽化した消防団第2分団詰所を新築してまいります。

また、消防救急デジタル無線につきましては、平成28年3月の運用開始に向け、整備してまいります。

なお、消防の広域化につきましては、「北海道消防広域化推進計画」に基づき、協議してまいります。

次に、防災対策につきましては、市民の生命と財産を守るため、関係機関との連携を図るとともに、実践的な防災訓練の実施や土砂災害等の危険箇所・避難場所などの各種の防災情報を提供し、自主防災活動の普及啓発に努め、引き続き災害時の備蓄体制を計画的に進めてまいります。

防犯対策につきましては、毎日が安心して生活できる安全なまちづくりを目指し、高齢者や子供を見守る自主防犯活動に取り組む諸団体への支援とともに、関係機関との連携を密にし、地域ぐるみによる防犯体制の強化に努めてまいります。

交通安全の推進につきましては、交通事故のない安全なまちづくりを進めるため、関係機関・団体と連携した交通安全運動及び啓発活動を通じ、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に努めるとともに、交通事故抑止に向けた対策を推進してまいります。

消費者行政の推進につきましては、複雑かつ巧妙化する悪質商法や振り込め詐欺などの消費者被害の未然防止と被害相談等の迅速な対応を図るため、関係機関・団体との連携を強化し、消費者保護に努めてまいります。

第5は「豊かな心を育む教育と文化のまち」であります。

戦後70年の節目の年、さまざまな教育課題を解決しながら、時代とともに教育のありようも変化し続けております。教育を取り巻く環境は、経済再生と並ぶ日本の最重要課題であり、教育改革がまさに加速されております。

その一つが教育委員会改革で、その中で「総合教育会議」を置くこととされ、これまでより教育への責任が明確化され、地方創生も叫ばれる中、地方の特色ある教育の推進に寄与することが求められております。

本市におきましても少子化が進む中、心豊かでたくましく「生きる力」を持ち、自己形成や社会の一員としての人づくりを進めるためには、学校教育・社会教育の充実、家庭・地域社会の教育力の向上が重要であります。

このため、学校教育においては、児童生徒の人権や命の尊厳の指導を最優先に、確かな学力・豊かな人間性・健やかな体、「生きる力」を育み、学校・家庭・地域が連携を図り、児童生徒の安全・安心の確保と信頼される学校づくりを進め、子供たちを支える教育環境の充実に努めてまいります。

また、保護者の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援新制度の開始にあわせて、幼稚園保育料を改定するとともに、給食費などの一部負担や高等学校等就学支援金制度を継続してまいります。

社会教育につきましては、「第6次歌志内市社会教育中期計画」に基づき、家庭、青少年、成人・高齢者教育、文化・芸術、スポーツ・レクリエーションなどの各種事業を効果的に進めるため、事務の効率化と利用者の利便性の向上を目指し、公民館内に図書館及び教育委員会事務局を移転いたします。

なお、老朽化が著しい市営プールは廃止とし、解体除却を行ってまいります。

以上、私からは概略を説明しましたが、教育行政の具体的な施策につきましては、別途、教育長から教育行政執行方針の中で申し上げることといたします。

第6は「市政を推進するために」であります。

地方分権の推進により地域の自主性及び自立性を一層高めることが求められているため、多様化・高度化する市民ニーズやさまざまな行政課題に応えるべく、常に市民目線で考え能動的に行動できる職員の育成と意識改革を進めてまいります。

また、本市の財政運営としましては、人口減少と少子高齢化の進行により、厳しい財政状況が続くことが見込まれますので、限られた財源を有効に活用するため、施策と事業の「選択と集中」を推進し、将来を見据えた財政の健全化に努めてまいります。

広域行政の推進につきましては、中空知広域市町村圏組合による圏域振興に向けた各種事業に参画するとともに、滝川市と砂川市を中心市とする「定住自立圏形成協定」に基づき、圏域の市町が相互に補完し合い、圏域の住みよい地域づくりに努めてまいります。

情報化に関する取り組みとしましては、住民サービスの向上及び行政運営の安定化と効率化を図るため、必要なシステム機器の更新を進め、維持管理に努めてまいります。

また、社会保障・税番号制度につきましては、国のスケジュールに基づき円滑な制度導入に向け、関連システムの改修を行ってまいります。

以上、平成27年度の市政執行に臨む私の決意と、主要な施策の大綱を述べさせていただきました。

むすびに、我が国においては、長引く景気低迷からの脱却の兆しが見えつつあり、緩やかに回復基調が続いているものの、消費税増税による個人消費の落ち込みなど、いまだ経済の好循

環実現には至っていないことから、経済政策「アベノミクス」の効果を地方に波及させるため、緊急経済対策が進められておりますが、先行きの不透明感に変わりはなく、依然、取り巻く環境は厳しい情勢が続いております。

このような中、本市におきましては、市民が将来とも誇りを持てる地域づくりが求められております。

このため、座して待つのではなく、市民一人一人の英知と果敢な行動力を結集するとともに、人と人とのつながりを大切にする「市民と協働のまちづくり」を進め、策定する総合計画を見据えた、住みよい地域づくりの推進と人口減少の歯どめを初め、地域再生のため、現状に満足することなく誠心誠意取り組む決意であります。

議員各位並びに市民の皆様には、今後とも一層の御理解と温かい御支援を賜りますようお願い申し上げます、平成27年度の市政執行方針といたします。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、教育行政執行方針演説を行います。

森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） ー登壇ー

平成27年第1回定例会の開会に当たり、教育行政の執行方針について申し上げます。

はじめに、今日、我が国は急速な人口減少に伴う地方の過疎化、少子高齢化社会が深刻化しており、さまざまな災害からの復興、デフレ経済からの脱却もまだ道半ばであり、世界情勢の変化など不安定な中、日本の社会情勢も大きく変化し続けています。

また、「経済」とともに「教育」に重点を置いた教育改革が加速されようとしています。

その一つが教育委員会改革であり、地方教育行政における責任体制の明確化により、地方の特色を生かすとともに教育の推進に寄与することが求められています。

そのため、次代を担う子供たちに「生きる力」を育むための教育活動を進めることが不可欠であります。

本市においては、国の教育改革の動向を注視しながら、これまでの実践を通じた幼・小・中一貫教育を基軸とした郷土の地域特性を生かし、学校・家庭及び地域の連携を図ることにより「生き抜く力」の育成に努めます。

また、社会教育においては、第6次歌志内市社会教育中期計画に基づき、全ての人々が生きがいを持ち、心豊かで健やかな生活を営むことができるよう、生涯にわたって学習することができ、学んだ成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に努めます。

教育は「人づくり」であるという原点に立ち取り組みを進めます。

次に、主な施策について申し上げます。

第1は「学校教育の充実」であります。

急速な社会の変化とともに教育現場にもグローバル化の波が押し寄せ、教育改革が進められている中、各学校が取り組まなければならない課題は山積しています。教育課程をどのように編成すべきか、学力の向上をどう図るべきか、日々の授業においても教師は何をどのように工夫すべきか、何より児童生徒の思考力・判断力・表現力をどのように捉え育むとよいのかなど、数多くの課題解決が急務となっております。

本市においても将来に向けて「自信と誇り」を持たせ、大きく変化していくであろう20年後、30年後の社会を見据えた「生き抜く力」を養うために、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体を兼ね備えた「生きる力」、知・徳・体をバランスよく育てることが大切です。

そのため、歌志内市教育推進計画の策定による幼・小・中連携を重視し、地域との一体感を醸成する地域合同大運動会を初め、学力・体力向上対策の推進、小学校低学年の外国語教育導入のための教育課程特例校の申請、道徳教育などの充実、土曜授業の導入の検討及び大学との連携による幼稚園における英語教育を推進するとともに、「認定子ども園」の設置に向け、保育所との交流事業を深めてまいります。

また、給食の食材や補助教材の充実を図るとともに、引き続き高等学校等就学支援金制度を継続するほか、幼稚園の入園料を廃止、多子世帯の保育料引き下げなど、児童生徒を持つ家庭の負担軽減に努めてまいります。

さらに、小中学校における施設設備につきましては、引き続き計画的に実施するとともに、特に、実物投影機やタブレット端末などの利活用促進を図り、快適な学校施設の整備と効果的な学習成果の向上を目指し、保護者、地域の期待に応える学校運営に取り組んでまいります。

以下、次の3点を「学校教育推進の重点」といたします。

(1) 信頼される学校づくりの推進。

今、学校は幼児や児童生徒・保護者・地域から、高い信頼性を求められています。学校が信頼されるためには、第1に危機管理能力、第2に学校力、そして第3に教師力の向上が必要不可欠であります。

学校は、幼児や児童生徒が心身ともに安心して過ごせる環境でなくてはなりません。そのため、子供たちが最優先に尊重され、常に自分の居場所があることが大切であり、教職員はその環境整備に努めなくてはなりません。

特に、携帯電話やスマートフォンによるメール、ラインによる「いじめ」については、各学校で策定しているいじめ防止等のための対策に関する「いじめ防止基本方針」に基づき、子供の人権・命の尊厳の視野に立ち、家庭・関係機関とより密接な連携を保ちながら、決して見逃さず、迅速で適切な対応を図ってまいります。

そのため、全ての教職員が信頼と協同に基づき、みずから工夫と改善を図り、組織的に学校を支え、「すべては、子供たちのために」の視点に立って、学校の教育力を高める意識を向上させるよう努めてまいります。

また、教職員の服務規律の遵守の徹底を図ってまいります。

さらに、教師はみずからの教師力を高めるべく意欲的な自己研さんにより、指導力の向上に努め、教師としての責任感や使命感を持って、幼児や児童生徒と向き合うことが重要であります。

その中で、幼児や児童生徒は、自主性や忍耐力、連帯感や社会性を培い、弱者や自然に対する優しさと思いやりの心を持つことによって相手の立場を理解します。

歌志内の子供たちが、よりよい生き方を追求するため、豊かな人間性を築くためにも、信頼される学校づくりに努めてまいります。

(2) 一人ひとりに寄り添う教育の充実。

幼児や児童生徒に基礎的・基本的な知識や技能を確実に身につけさせる学習内容を指導計画に位置づけるとともに、個に応じた指導を充実します。

また、身につけた知識や技能を活用し、みずから考え判断し、表現する力を育成するため、

体験的・問題解決的な学習を重視し、子供の思考の道筋を生かした自主的・自発的な学習意欲を養い、学力向上に努めます。

「学力」とは、学ぶ力、その学ぶ力を引き出す中心は学校の授業です。みずから学ぶ意欲がつけば、おのずと学力は向上するものです。幼児や児童生徒に魅力あふれる学習の動機を与え、みずからの目標を立て、やればできるという自己肯定感や成功体験から、自信を持たせる教育を目指します。

具体的には、学力向上を最優先に考えます。そのためには、文部科学省が実施する「全国学力・学習状況調査結果」を活用し、指導力向上を図る授業研究を計画的に進め、「わかる授業」を追求します。

特に、国際感覚やコミュニケーション能力の素地を養うため、幼稚園、小学校低学年における英語教育の促進と正しい日本語や語彙の使い方などを指導する学習を推進してまいります。

さらに、放課後活動や長期休業を活用し、個に応じたきめ細かな指導と評価を工夫するとともに、個別の学習サポートの充実を図るなど、一人一人のよさや自己表現できる出番を与え、そして励まし、自分らしさを大切にできる学習指導を推進してまいります。

(3) 生命を尊び自らを鍛え、健康で安全な生活習慣教育の推進。

「あいさつ」「けじめ」「思いやり」を標語として幼児や児童生徒に、生命のとおとさや心身の健康の大切さを認識させるとともに、みずからの健康づくりに取り組む意欲と実践力を通じて、「人間力」を育みます。このため、健康保持増進の学習、安全に関する意識を高める指導計画の工夫を行い、適切かつ確実に教育を行います。

さらに、本市の地域特性を生かした幼稚園児からのスキー学習に加え、外部講師によるダンスプログラムなど、自己表現の楽しさや喜びを味わうことのできる運動を取り入れます。

体力は学力に比例し、「力強さ」「粘り強さ」「しなやかさ」「巧みさ」があり、そして人間にとって一番大切な「生きる活力」です。このため幼・小・中一貫した体力向上アプローチプログラムを通じて、体力・運動能力の向上及び生活改善を図り、「運動大好き歌志内っ子」の育成に努めてまいります。

また、共生社会の構築を目指す「インクルーシブ教育」の理念に基づき、学習活動上の人的配置に努め、一人一人のニーズに応じた特別支援教育を推進するほか、「フッ化物洗口」、「食育指導」を継続することにより、体力・運動能力の向上、健康保持・増進への正しい知識と望ましい生活習慣を身につける指導を推進してまいります。

特に、学校給食においては、子供たちに、「給食が食べたいから学校に行きたい」と思われるよう、一層の工夫と改善を図ってまいります。

第2は「社会教育の充実」であります。

近年の社会情勢は、目まぐるしく変化し、人々の意識や価値観が多様化する一方、自治体を取り巻く厳しい環境に変わりはありません。

その中であって、市民一人一人が生きがいやゆとりを持って人生を送ることができるような生涯学習社会の実現に対する期待はますます大きくなってきております。

このような状況の中で、施設の管理運営を含めた諸施策並びに各種事業の実施には、目的と効率性を重視しつつ、第6次歌志内市社会教育中期計画に基づく諸施策を進め、市民の要望や課題を把握し、学習意欲に応えるべく努めてまいります。

また、地域のきずなを深めつつ、地域の教育力の活性化を図るため、学校支援地域本部事業などを推進してまいります。

以下、次の3点を「社会教育推進の重点」とします。

(1) 家庭の教育力向上と子育て支援の促進、体験活動による青少年健全育成の推進。

家庭において、教育力向上は全国共通の大きな課題であり、子供の学力や体力の向上に直接影響を及ぼします。子育ては、家庭が子供に与える有形、無形の愛情と人間の発達段階に対する正しい理解が必要不可欠なことから、今年度も家庭教育に関する学習機会を推進してまいります。

また、子育てに関して、各家庭が抱える問題は一樣ではなく、育児や思春期の指導はもとより、親自身のストレスから来る不安を感じる保護者もふえています。このため、子育てがしやすい環境づくりや地域ぐるみの健全育成に努めるなどの支援を行ってまいります。

青少年に対しては、基本的な生活習慣や社会性を身につける取り組みとして、宿泊体験及びプロスポーツ観戦、文化芸術鑑賞などを行い、本物と接する実体験により、夢や憧れを持たせる社会体験事業を継続してまいります。

加えて、青少年センターを中心とした関係機関、団体等との連携を図り、子供の安全確保や非行防止に努めてまいります。

(2) 成人・高齢者の学びの環境整備及び郷土財産の有効利用と保存・継承。

成人や高齢者が文化・芸術などの学習活動に参加することは、地域の活力を高め、郷土の歴史を継承するとともに、各種施設の有効利用についても極めて重要であります。

しかしながら成人層は、家事や就業に追われるなど時間的余裕・活動への精神的余裕がなかなか持てず、社会への参画が少なく、自己研さんも思うようにならない状況にあります。

一方、健康で学習意欲が旺盛な多数の高齢者が見られる反面、自宅に閉じこもりがちな高齢者もいるなど、個人差が大きい傾向にあります。このため、学習活動を行うことで生きがいを持ち、地域のきずなを一層深めることができるよう、公民館に図書館を移設、加えて教育委員会事務局も移転することにより、地域のコミュニティーの拠点として、各種事業の開催などにより利用促進を図ってまいります。

さらに、学校教育との連携や、サークル活動の活性化、郷土館や旧空知炭鉱倶楽部などの郷土財産の保存・継承と、有効な利用に努めてまいります。

(3) 生涯スポーツの振興と健康づくりの促進。

スポーツ基本法の前文には、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利」と明記され、国及び地方公共団体などの責務が明らかにされています。

本市においては、各種情報の提供や、気軽に参加できる事業などを通じて、みずからの健康づくりを意識する醸成を積極的に進め、誰もがいつでもスポーツに親しむことができるよう、世代に応じた健康マラソン大会や市民歩こう会など、生涯スポーツの振興に取り組んでまいります。

また、地域の特性を生かしたスポーツを活性化していく上で、スキーを青少年に奨励し、多くの経験を重ねる機会を設けてまいります。

なお、老朽化した市営プールは廃止撤去し、近隣市町の施設を利用し、プール授業及び教室等を実施してまいります。小学生から提案のあった旧西小学校の活用につきましては、市民体育館及び児童館を含め、市の計画と連動し、将来のまちづくりの中で検討してまいります。

以上、教育行政に挑む私の決意を申し述べましたが、いずれの取り組みも、その目指す先には子供たちの未来があり、私たちの社会の未来があります。

新しい時代を開く力強い創造性あふれる人材の育成に向けて、関係機関及び教育諸団体との密接な連携を保ち、教育・文化の振興に最善を尽くす所存であります。

市議会を初め市民の皆様の教育行政に対する、より一層の御理解と御協力を心からお願い申

し上げ、平成27年度の教育行政執行の方針といたします。

○議長（山崎数彦君） これをもって、市政執行方針及び教育行政執行方針演説を終わります。

なお、市政執行方針及び教育行政執行方針を含む一般質問は、12日、13日を予定しております。

議 案 第 1 号

○議長（山崎数彦君） 日程第7 議案第1号歌志内市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第1号歌志内市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）により、消防組織法（昭和22年法律第226号）の一部が改正されたことに伴い、消防長及び消防署長の資格について規定する必要があることから、新たな条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市消防長及び消防署長の資格を定める条例。

第1条は、本条例の趣旨でございます。

この条例は、消防組織法第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めることを趣旨としております。

第2条は、消防長の資格について規定しております。

消防組織法第15条第2項に規定する、条例で定める消防長の資格は、消防職員として、第1号に規定する者、消防団員として、第2号に規定する者、市の行政事務に従事した者で、第3号に規定するものである旨を規定しております。

第3条は、消防署長の資格について規定しております。

消防組織法第15条第2項に規定する、条例で定める消防署長の資格は、消防吏員として、第1号及び第2号に規定する者、消防団員として、第3号に規定する者である旨を規定しております。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行することとしております。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、議長を除く7名の委員による条例予算等審査特別委員会を設置して、これに付託の上、会期中の審査にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、本件については、7名の委員の条例予算等審査特別委員会に付託の上、会期中の審査に付することに決定いたしました。

条例予算等審査特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（山崎数彦君） お諮りいたします。

ただいま設置されました条例予算等審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項により、議長を除く7名の委員を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました7名の議員を、条例予算等審査特別委員に選任することに決定いたしました。

議案第2号

○議長（山崎数彦君） 日程第8 議案第2号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第2号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行により、教育委員会制度が見直されることに伴い、関連する既存の三つの条例について、取りまとめて改廃しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の1ページをごらん願います。

（歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正）

第1条、歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和29年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

第3条第1項中「就任し」の次に「、選任され、任命され」を、「ときは、就任」の次に「、選任、任命」を加え、同条第2項中「就任」の次に「、選任又は任命」を加える。

附則第5項に次の1号を加える。

第3号、教育長、別表（第2条関係）中「62万円」とあるのは「55万8,000円」と

する。

別表副市長の項の次に次のように加える。教育長 6 2 万円。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正において、教育長が常勤特別職職員として位置づけられることに伴い、地方自治法が改正され、教育長の給与等の支給根拠が規定されたことから、附則を含めた所要の改正を行うものでございます。

なお、この改正に伴い、これまで支給根拠としておりました歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止するものとし、第 3 条において、その旨を規定しております。

(歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条、歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 1、教育委員会の委員の項を次のように改める。教育委員会の委員、月額報酬 3 万 7、8 0 0 円。費用弁償 6 0 0 円。別表 1 備考を削る。

これは、法律の改正により、これまで教育委員会の代表であった教育委員長と事務局を統括する教育長を一本化した新たな職、いわゆる新教育長が置かれることに伴い、教育委員長職が廃止されるため、該当する規定を削除するものでございます。

(歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止)

第 3 条、歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和 3 1 年条例第 3 0 号）は、廃止する。

これは、第 1 条で説明いたしましたとおり、今回の法改正により、教育長の給与等の支給根拠について、歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の改正により規定することになりますことから、現行の支給根拠である条例を廃止するものであります。

本文の附則に戻ります。

附則第 1 項は、施行期日であり、法改正の施行期日と同様に、平成 2 7 年 4 月 1 日としております。

附則第 2 項から第 4 項は、経過措置について定めたものであり、別途、新規に制定いたします。

歌志内市教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例と同様、現在の教育長の教育委員会の委員としての任期中においては、従前どおり取り扱う旨の経過措置を規定しております。

説明は、以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6 番（女鹿聡君） 今回の地方行政の組織及び運営に関する法律改正、約半世紀ぶりに教育委員会制度が変わる内容となっております。

その中で、さまざまな問題がある内容だと私は思っておりますけれども、市長並びに教育長はどのように捉えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） この教育委員会制度が改正になった一つの大きな原因としては、大津市のいじめの事件が発端となり、そこから教育委員長と、それから教育長の職務のあり方等が検討されて、法律が改正されることになりました。

従前、歌志内市においては、教育長、それから市長部局との関係につきましては、従来から

連携が非常にうまくいっておりまして、全ての面においては、教育委員会改革という部分では影響は私はないというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 市長も必要ですか。

村上市長。

○市長（村上隆興君） 今回の条例改正につきましては、国の法改正を受けて、市の条例の整備を図るとい部分もございます。

内容については、今、教育長からお話のあった部分と私も理解しておりますが、今後は、従来、教育委員会部局と市長部局というのは、ある意味、予算編成については、教育委員会のほうから御提案をいただきながら、私どもが精査をして対応していたということでございます。

教育行政につきましては、教育長を中心とした教育委員会の皆さんにお願いをして、学校の現場と連携をとりながら、子供にとってはよい教育というものを目指して進めていただきました。

今後とも、新しい形態にはなりますが、従来の歌志内のよい部分というものを踏み外すことなく、子供のよき環境づくりに私たちも努力してまいりたい、このように考えております。

したがって、これからの組織についても、その辺も連携をとりながら、十分いいほうに活用していくといたしますか、連携を図っていききたいと、このように考えております。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第2号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 3 号

○議長（山崎数彦君） 日程第9 議案第3号歌志内市教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第3号歌志内市教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行により、教育長の服務等について規定する必要があることから、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例。

第1条は、この条例の目的でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が常勤特別職職員として位置づけられるため、歌志内市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止すること及び地方公務員法第35条により課せられていた職務に専念する義務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項として追加されたため、本条の目的として規定しようとするものでございます。

第2条は、勤務時間等について規定しております。

第3条は、職務に専念する義務の免除について規定しております。

附則。

附則第1項は、施行期日であり、法改正の施行期日と同様に、平成27年4月1日としております。

附則第2項は、経過措置について定めたものであり、現在の教育長の教育委員会の委員としての任期中においては、従前どおり取り扱う旨の経過措置を規定しております。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 4 号

○議長（山崎数彦君） 日程第10 議案第4号歌志内市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第4号歌志内市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）の施行に伴い、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに関する規定等が設けられたため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市行政手続条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の3ページをごらん願います。

歌志内市行政手続条例（平成11年条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次の改正については、今回の行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続法

が改正され、行政指導の方式、行政指導の中止等の求め、処分等の求めに対する規定が設けられたため、行政手続条例においても同様に改正しようとするものでございます。

第2条から第4条、第13条及び第14条については、今回の法改正において、字句の表記を改めていることから、条例においても同様に整理するものでございます。

第33条の改正は、今回の法改正により、行政指導を行う際に、許認可等の行使をする場合においては、その根拠等を示さなければならないという内容が追加されるため、条例においても同様の改正を行うものでございます。

第34条の2については、今回の法改正により、法令に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた場合の相手方が、法律または条例に規定する要件に適合しないと思われるときには、市の機関に申し出て、行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めることができることなどの内容が追加されたため、条文の整備を行うものでございます。

第34条の3についても、今回の法改正において、法令に違反する事実があり、是正のための処分または行政指導がされていないと思われるときには、市の機関に申し出て、処分または行政指導を求めることができることなどの内容が追加されたため、条文の整備を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則第1項は、施行期日を定めているものであり、改正される法律の施行期日が平成27年4月1日であるため、条例についても同日に施行するものでございます。

附則第2項は、条例の改正に伴い、歌志内市税条例において引用している関係条文の改正を行うものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第4号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 0時56分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議 案 第 5 号

○議長（山崎数彦君） 日程第11 議案第5号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

議案第5号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

初めに、このたびの改正の根拠となります平成26年人事院勧告の概要につきまして、資料に基づき説明いたします。

定例会資料の9ページをお開き願います。

その上段に、人事院勧告の概要として、関係部分を抜粋しておりますので、ごらん願います。

給与勧告のポイントであります。俸給表等の見直しとして、行政職給料表（1）を基準に、民間賃金水準の低い12県を一つのグループした場合の官民格差と全国の格差との率の差を踏まえ、俸給表水準を平均2%引き下げ。1級（全号俸）及び2級の初任給に係る号俸は引き下げなし。3級以上の級の高位号俸は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して、最大4%程度引き下げ。40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保から5級・6級に号俸を増設。

その他の俸給表につきましても、行政職（一）との均衡を基本とし、各俸給表における50歳台後半層の在職実態等にも留意しつつ引き下げ。ただし、医療職（一）については引き下げなし。また、55歳を超える職員（行政職（一）6級相当以上）の俸給等の1.5%減額支給措置が廃止されることとなっております。

次に、激変緩和のための経過措置であります。新俸給表の俸給月額が切りかえ日の前日に受けていた俸給月額に達しない職員に対しては、平成30年3月31日までの3年間に限り、その差額を支給することとする現給保障となっております。

それでは、議案に戻りまして、提案理由は、国家公務員の給与制度の改正に準じ、給料表の改定と、それに伴う経過措置などを規定するため、歌志内市職員給与条例の一部を改正しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明申し上げますので、定例会資料の9ページから24ページまでをごらん願います。

歌志内市職員給与条例（昭和29年条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第24項中、「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

これは、55歳を超える職員（行政職6級相当以上）について、当分の間、給料の1.5%を減額することとされておりましたが、この減額支給措置が平成30年4月1日に廃止されるため、平成30年3月31日まで、3年間の現給保障が適用されることから条文を整備するものでございます。

別表第1を次のように改める。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第1、別表第3及び別表第4までの改正につきまして、官民格差と全国の格差との率の差を踏まえ、平均2%引き下げとする人事院勧告に伴う国の俸給表の改定に準じ、給料表を改正しようとするものでございます。

附則第1項は、施行期日で、平成27年4月1日から施行するものでございます。

第2項から第6項までにつきましては、新給料表への切りかえ、調整及び経過措置等でございますので、説明は省略させていただきます。

なお、本条例の内容につきましては、自治労、歌志内職員労働組合と妥結しておりますことを申し添えいたします。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 6 号

○議長（山崎数彦君） 日程第12 議案第6号歌志内市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第6号歌志内市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案の理由は、子供の保健の向上及び子育て支援の充実を図るため、子ども医療費の助成対象を満18歳まで拡大することに伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の25ページをごらん願います。

歌志内市福祉医療費助成条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「満15歳」を「満18歳」に改め、同号に次のただし書きを加える。

ただし、婚姻している者及び婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。

これは、子供の定義を、現行の中学3年生までから満18歳まで拡大するため、年齢要件を改正するとともに、保護者の監護から外れる、事実婚を含めた婚姻者については対象外とする旨を規定するものでございます。

第3条に次の1号を加える。

第5号、子供のうち、15歳に達した日の年度の末日の翌日から満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者の所得が、規則で定める額以上の者。

これは、子ども医療費の助成対象を現行の中学3年生までから満18歳まで年齢要件を拡大

するとともに、保護者の監護から外れる規則で定める所得を有する者については対象外とする旨を規定するものでございます。

第3条に次の1項を加える。

第2項、前項第1号及び第2号を除く各号の規定にかかわらず、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める高等学校、特別支援学校（高等部に限る）及び高等専門学校に就学している子供が次の各号のいずれかに該当し、規則に定める申し立てをする場合は対象とすることができる。

第1号、所得の額が前項第5号に定める額以上の場合。

第2号、歌志内市の区域内に住所を有する保護者が監護する子供が歌志内市の区域外に住所を有する場合（当該子供の住所地を管轄する市町村において医療費助成の対象である場合を除く。）

これは、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校に就学している子供が申し立てをした場合については、対象とする旨を規定するもので、第1号で、保護者の監護から外れる所得を有する者については、例えば勤労学生として対象とすることができること。

第2号で、何らかの事情により市外に転出し、高等学校等へ通う子供については、保護者が市内に居住していれば対象とすることができることを規定しております。

第5条第1項中「満15歳」を「満18歳」に改める。

これは、年齢要件を拡大することによる条文の整理でございます。

本文の附則に参ります。

附則第1項は、施行期日を定めているものであり、平成27年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、経過措置を定めているものであり、平成27年4月受診分の医療費から対象とすることとしております。

なお、定例会資料の27ページに、子ども（乳幼児等）医療費助成事業の北海道補助対象基準及び管内5市5町の状況を取りまとめておりますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 7 号

○議長（山崎数彦君） 日程第13 議案第7号歌志内市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

議案第7号歌志内市保育所条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市保育所条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の28ページをごらん願います。

歌志内市保育所条例（昭和43年条第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に、「並びに法第24条第1項の規定による保育の実施について」を「及び管理運営について、必要な事項を」に改める。

これは、児童福祉法の改正により、保育所の設置目的と保育の実施目的が改正されることから、法改正にあわせて条文を整備するものでございます。

第4条から第6条までを次のように改める。

（入所資格）

第4条、保育所に入所し、保育を受けることのできる資格を有する者は、次のとおりとする。

第1号、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子供に該当する児童。

第2号、子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子供に該当する児童。

第3号、その他市長が特に保育所において保育する必要があると認める児童。

第2項、児童の保護者は、当該児童を保育所へ入所させようとするとき、または退所させようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認等を受けなければならない。

（入所の承認の解除等）

第5条、市長は、入所の承認をした後において、前条第1項に規定する入所資格に該当しなくなったと認めるときは、入所の承認を解除することができる。

第2項、前項に規定するもののほか、市長は、児童が別に規則で定める理由に該当すると認めるときは、当該入所を制限し、または入所の承認を解除することができる。

（保育料の徴収）

第6条、法第24条第1項の規定により保育を行ったときは保護者から、市長が別に定める保育料を徴収する。

ただし、市長は、この保育料の徴収につき、その保護者に災害、その他特別の事由があるときは、これを減免することができる。

第4条は、法改正に伴い、従来までの保育の基準は、内閣府令に一元化されることとなったことから、第1項で、保育所に入所し、保育を受けることができる資格を明らかにするため、入所資格を定めるものでございます。

第1号は、満3歳以上で、家庭で保育ができない保護者が保育所で保育を希望する場合。

第2号は、満3歳未満で、家庭で保育ができない保護者が保育所で保育を希望する場合。

第3号は、保育を必要とするその他の児童としております。

第2項で、入所または退所するときは、市長の承認を受ける旨を規定しております。

第5条は、第1項で入所の承認を受けている児童について、入所資格に該当しなくなった場合に、承認を解除することができる旨を規定しております。

第2項では、第1項のほか、規則に定める事由に該当するときは、入所を制限し、または入所の承認を解除することができる旨を規定しております。

第6条は、法改正により、児童福祉法に保育所の費用徴収の規定がなくなることから、保育料の徴収根拠を条例に定めるため、保育料の徴収規定を設けるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今回の条例改正によって、保護者、子供たちが、入所条件とか入所後の条件、これが今までと違ってくることが何かあるのであれば教えていただきたいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 基本的には、これまでと同じように、保護者の方が就労等によって、保育を必要とする場合に入所するということになります。

これまでは、法律の第24条の中で、条例で定めることによって、その実施基準を定めるということになっておりましたが、今後、内閣府令の中に一元化になったことにより、それを削除しながら、入所資格を設けたものでございます。

基準としましては、おおむね今までの就労等によって、それらの保育に欠けるといふか、実施が必要だという部分について、法令の中で定めておりますので、それらをもとに入所というものを判断していくことになると考えております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 保護者の就労時間などによっても、保育の時間が変わるといったようなニュアンスのものが今回、子ども・子育て支援法の中に入っていますけれども、そういったことも含んでの今回の改正でしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） このたびの条例改正につきましては、今、御説明申し上げたとおり、児童福祉法に基づきまして改正するものでございますが、入所にかかわる部分では、内閣府令でいきますと、例えば一月において48時間から64時間までの範囲内で、月を単位として、市町村の定めるところによって、その範囲内で、労働を常態化しているということが認められるときには入れますと。

または、今までであったように、妊娠中であるとか産後であるとか、または疾病とか負傷とかによって、保護者が保育できないときということになりますので、これらの基準を網羅した中で、入所の判断、判定をするということになると思います。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 最後の6条でちょっと説明があったのですけれども、保育料の徴収、市長が別に定める保育料ということなので、この保育料の定める基準というのとはど

ういったものがあるのですか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 保育料の基準につきましては、これにつきましても、子ども・子育て支援法の中で、内閣府令の定める額を限度として、市町村が定めるということになっておりますので、その内閣府令に基づきまして、保育料を規則の中で定めるということとしております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） それは、あくまでも保護者の所得の額ですとか、入所の際の条件、そういうのが加味されるということですか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） そのとおりでございます。保護者の世帯の状況に応じて、それぞれの階層区分の中で判断されるということになります。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第7号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり、可決されました。

議 案 第 8 号

○議長（山崎数彦君） 日程第14 議案第8号歌志内市在宅デイ・サービスセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第8号歌志内市在宅デイ・サービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、歌志内市デイ・サービスセンターの効率的運営を目的として、休館日の変更を行うため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市在宅デイ・サービスセンター条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の30ページをごらん願います。

歌志内市在宅デイ・サービスセンター条例（平成6年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「土曜日及び」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「（前号に

掲げる日を除く)」を削り、同号を同項第2号とする。

これは、提案理由でも御説明のとおり、歌志内市デイ・サービスセンターの効率的運営を目的として、これまで休館日としていた土曜日及び祝日の営業を可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 今、提案ありました土曜日と祝日やることは、非常にサービス上、向上したのではないかと思います。

ところで、これをやることによって、現職員の体制でやるのか。それから、やれないとすれば、新たに職員を採用するのか。

それから、もし新たに採用するとすれば、どのような形というのか、例えば嘱託だとか臨時だとかパートだとかというような種類があると思うのですけれども、どのような形で採用をするのかと。

それから、やるとすれば、年間通所者を、例えば土曜日何人、祝日何人、それで、収入として何ぼ見ているのかと。

それから、先ほど言いましたように、新たに採用するとすれば、それでは、人件費の支出はどのぐらいになるのかと。

それから、採用するとすれば、当然公募すると思うのですけれども、どのような形で公募するのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） まず、土曜、祝日やることによって、職員の体制ということでございますが、現在、社会福祉協議会のほうでお話をしている部分では、土曜、祝日を行うことによって、代替人員を配置するというのを考えております。1日当たりの代替人員については、賃金で対応するというのを考えております。

そして、どのような形で採用するのかということにつきましては、この件につきましては、社会福祉協議会のほうに委託しておりますので、その辺につきましては、社会福祉協議会のほうで判断をするかなというふうに考えております。

そして、土曜、祝日が何日ふえるのかということでございますが、まず、平成27年度の土曜日につきましては52日ほどあるのですが、年度当初より毎週土曜日開設するというのは、利用者確保の面からもちよっと難しいのではないかとというふうに考えておりますので、大体50%ぐらいの稼働の中で見込んでいるということでございます。

そして、祝日につきましては、平成27年度は15日ふえる見込みとなっております。

収益のほうにつきましては、27年度につきましては、祝日の分では107万5,000円ほどふえる見込みで立てております。土曜日につきましては86万円ほどふえるという見込みで立てております。

また、それに対する経費なのですが、先ほど言ったように、土曜、祝日、賃金で対応していく場合については、費用としては181万7,000円ほどの費用がかかります。

結果的に、土曜日、祝日やったとしても、費用については若干ふえるかなというふうな計算になっております。

ただ、土曜、祝日の開設において、直接大きな収入の見込みというものはございませんが、施設の利用者の方や、また、そのほかの家族のニーズに添えていく上で、最低限必要な運営方策でありますので、これを継続しながら、利用者の増員につなげてまいりたいということで、このたびの土曜日、祝日を営業するというようになっております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） わかりました。

それで、ただいまの答弁では、社協社協と言いますけれども、市が社協に指定管理を委託というのか、やっているわけです。それで、指定管理料については、当然市が持つわけです。

ですから、こういうことをやるとすれば、社協社協ということで、社協にお任せをするのでなくて、管理者である市が、当然社協と打ち合わせをして、これはこうでないの、これはこうでないのというようなことで私は答弁欲しかったのです。

何でもかんでも、あくまでも社協に指定管理しているわけですから、管理運営は社協でやるのですけれども、当然、今みたく日にちをふやすとすれば、当然市のほうで、社協から相談あると思うのです。

そうした場合に、市としては、それはこうでないの、ああでないのとか、指導というか、当然契約を結ぶわけですから、私は、そういう考え方になると思うのですけれども、非常に、社協に全部任せているのだというようなことにはならないと思うのですけれども、その辺もう1回答弁願います。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 社協のほうと費用関係についてもお話ししながら進めているところですが、代替の賃金の採用につきましては、社協職員としての採用になりますので、その辺については、公募するのか、どうのこうのというのは、ちょっと今のところ打ち合わせはしておりませんが、採用に当たっては、社協のほうで行っていくということになります。

ただ、御指摘のとおり、細かい部分については、社協と十分な打ち合わせをしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） それで、今も申しましたように、結局、公募の問題なのですけれども、当然社協の職員として公募するわけです。それは市で採用するわけでないですから。

ですけれども、今、職のない歌志内で、やっぱり1人でも働いてもらおうと、そういう職場ができた、ということであれば、当然市のほうで、さっきも言ったように、社協に任せて、社協が公募するからいいのだけではなくて、市のほうとして、社協の職員なのだけれども、これはやっぱり公募してほしいというようなことにならないのですか、その辺もう一度答弁を願います。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） その辺につきましては、今後、社協ともお話をしていきたいなというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今回の、とりあえず土曜日と祝日をあけるということ、さっき原田議員も言っていましたけれども、サービス向上になるのではないかなと思っております。

実際、土曜日、祝日をあけて、どれぐらいの利用者がふえるのか、そういったことは実際に

数字として社協から上がってきて、議論されているのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 土曜日の営業につきましては、介護度のレベルでいきますと、要介護1の人の利用を、土曜日については、当分の間は5人程度見込んでおります。

祝日につきましても、要介護度1程度の方が10名ぐらい利用するという見込みで立てております。

ただ、これによって、全体の平日への影響がどれぐらいあるかというのは、現状では見込んでいませんが、それによって、いい影響が与えられて、利用者がふえることを期待しているところでございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 土曜日1日5人、祝日1日10人ふえるという形で考えているみたいなのですけれども、この5人と10人を新規で利用者をふやす形で考えているのか、その辺、明確な運営方針というのですか、社協の運営方針というのがどういうふうになっているのか、議論はされているのか、お聞きしたいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 土曜日につきましては、平均5人ということで見込んでおりますけれども、祝日につきましては、これまで利用者が自分の利用日と祝日が重なったときには、ほかの曜日に振りかえて行うことができなかつたのですが、そういう方たちを平均5人程度、祝日に利用があるというふうに見込んでおります。そのほか5人程度ふやしながら、10人見込んでいくということに計算しております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 仮に1週間のうち2日間、平日、火曜日と木曜日に通所していて、その方が木曜日を土曜日に変えてといっても、実態は2日間で、ふえないわけです。どこかから人を新しく新規で入ってもらって、使ってもらおうという形でないと、経営上の数字とかも上がっていかないと思うのです。そういうことを考えて、今回、土曜日、祝日をあけるという形に本当になっているのかどうなのか、井勘定で土曜日5人、祝日10人ふやすと言っているのかどうなのか、その辺がちょっと明確でないという感じがするのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 土曜日につきましては、平成27年度、52週あるのですが、当初から確保というのはなかなか難しいのではないかとということで、平成27年度については、24日の土曜日5人来たときの計算で立てております。

祝日につきましては、27年度は15日ふえますが、これにつきましては、先ほど言ったように、曜日で、その日来なかつた方の振りかえとか、当然新規の方も見込んでおりますが、それらによって、人数として計算しているところでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 今回、この条例の一部改正ということになった行程ですけれども、先ほどから説明いただいています社協のほうから、こういうことで、土曜日、祝日を利用してもらうことによって、107万円ないしは86万円、その収入があるということの要望があって、この改定に至ったというふうに理解するのですけれども、現在、利用している利用者及び

その家族の人は、土曜日もやってもらいたい。祝日もやってもらいたいというような、そういう意向はあったのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） これまでも土曜日営業しておりませんでしたので、それらの要望がある方というのは、なかなか利用につながってこなかったというのが現状にあると考えております。

今後におきましては、土曜日、祝日をやることによって、それらのサービスとして、営業をやっているということで、さらにそれらの方々が利用につながるということを期待しているところでございます。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） となると、土曜、祝日を利用する人が平日は利用しなくなるという可能性もあると思うのですけれども、そうなると、土曜、祝日、先ほど賃金の雇用があるはずだというのですけれども、利用者らがいなくても、賃金雇用者は稼働しているということになるのではないかと思うのです。

そうなると、先ほどの収支にかなりの影響があるのかなと思うのですけれども、その辺はどう捉えているのですか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 賃金雇用の経費につきましては、先ほど申し上げました日数に応じた配置ということになりますので、無駄な配置ということにはならないかなというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 無駄ではないのかもしれないけれども、例えば土曜、祝日、今5人と10人というふうな予定をしているということで、賃金の方は何人かわかりませんが、3人なら3人、待機して待っていますと。だけれども、土曜日の利用者は1人もいなかったということになると、その辺の持ち出しはどういうふうな考えになるのかなと。

その辺は、今、52日間の50%稼働というふうに考えておられるようではございますけれども、この辺もうちょっとシビアに考える必要があるのではないかなと思うのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 開設につきましても、利用状況というのを、あらかじめ人員的なものというのは把握できますので、それに対応しながら、適切な配置をしていくということで考えております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第8号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 9 号

○議長（山崎数彦君） 日程第15 議案第9号歌志内市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第9号歌志内市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、歌志内市立幼稚園の保育料について、国が定める利用者負担基準額を踏まえた改定を行うとともに、保育料等に関する規定を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市立幼稚園設置条例一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の31ページをごらん願います。

歌志内市立幼稚園設置条例（昭和48年条第48号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「及び入園料」を削り、同条第1項中「及び入園料（以下「保育料等」という）」を削り、同条第2項中「月額6,000円、入園料は7,000円」を「、別表のとおり」に改める。

これは、園児の保護者から徴収させていただいております保育料の月額6,000円と入園料7,000円につきまして、保育料については、収入に応じた負担とするよう、新たに別表にて規定し、また、入園料については、国が定める利用者負担基準額の考え方にに基づき、廃止することとしたものでございます。

第6条の見出し中「保育料等」を「保育料」に改め、同条第2項、ただし書き中「学校保健法（昭和33年法律第56号）第12条」を「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条」に、「第13条」を「同法第20条」に改め、同条第3項を削る。

これは、現在、保育料及び入園料の二つを合わせ、保育料等として規定しておりますが、入園料を廃止することにより、指し示す対象が保育料のみに変わりますことから、見出し中の字句について改正するものでございます。

また、ただし書き部分は、学校保健法から学校保健安全法に、法律の名称が改められていることや内容が一部改正されておりますことから、幼稚園が休園した場合の取り扱いを定めている条文において、引用条項を整理するものでございます。

第7条の見出し中「保育料等」を「保育料」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「、前項に定めるもののほか」を削り、「保育料等」を「保育料」に改め、同項を同条とする。

第8条（見出しを含む）中、「保育料等」を「保育料」に改める。

これは、先ほど御説明いたしました保育料についての字句の改正のほか、現在は、保育料の減免については、保護者からの申請に基づき、所得状況に応じて実施しているところですが、今回、保育料を収入に応じた負担とすることに伴いまして、減免のために申請していただく必要がなくなりますことから、該当箇所を削除するものでございます。

附則の次に次の別表を加える。

これは、第5条の改正で説明いたしましたとおり、保育料月額を収入に応じた設定とするに当たり、新たに別表を規定するものであります。

表内に記載のとおり、収入に応じた三つの区分としておりまして、生活保護法による被保護世帯はゼロ円、市町村民税が非課税の世帯は3,000円、課税となる世帯は6,000円とし、保護者負担の増加につながることをないように、従来の保育料を超えない範囲での改正としております。

なお、国において、利用者負担基準額を設定するに当たり、一層の軽減を進めていることなどを踏まえまして、所得にかかわらず、小学校3年以下の範囲において、最年長の子供から順に、2人目は半額、3人目以降はゼロ円とする旨、表の備考に規定しております。

本文の附則に戻ります。

附則第1項は、施行期日であり、法改正の施行期日と同様に、平成27年4月1日としております。

附則第2項は、経過措置について定めたものであり、改正前までの保育料について、納入の遅延があった場合に備えまして、改正前の保育料については、従前どおり扱う旨を規定しております。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました条例予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については、条例予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 1 0 号

○議長（山崎数彦君） 日程第16 議案第10号歌志内市営水泳プール設置並びに管理条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第10号歌志内市営水泳プール設置並びに管理条例を廃止する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、歌志内市営プールは、施設の老朽化等により、廃止することとし、これに伴い、関連する条例の廃止等、所要の整備を行おうとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市営水泳プール設置並びに管理条例を廃止する条例。

歌志内市営水泳プール設置並びに管理条例（昭和43年条例第5号）は、廃止する。

これは、提案理由でも御説明のとおり、施設の老朽化等により、歌志内市営プールを廃止す

るため、歌志内市営水泳プール設置並びに管理条例を廃止しようとするものでございます。

附則第1項は、施行期日でございます。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第2項は、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用または廃止に関する条例の一部改正でございますが、定例会資料の33ページもあわせてごらん願います。

本条例の施行に伴い、重要な公の施設名称から第7号のプールを削除し、後続の号数を順次繰り上げるものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今回の条例廃止なのですけれども、中村地区からプールをなくすということで、条例を廃止ということでお考えなのか聞きたいと思います。

そうであれば、今後、プールを歌志内に、違うところに建てるとなったときに、今の条例の住所だとか建物の概要だとかということだけ変えることはできなかったか、お聞きしたいと思います。

プールの廃止検討、これはいつごろから考えていたのか伺いたいと思います。

歌志内からプールがなくなってしまうということになるのですけれども、多くの保護者の方々から、子供の夏場の遊び場がなくなるという声が聞かれるのです。そういったことも、いろいろアンケート調査とかもしているのですけれども、それについてどういうふうに捉えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） まず、中村地区のプールをなくすということかということでございますが、現在、中村地区のプールということではなくて、市内唯一のプールということございまして、このプールが使えなくなるということで、管理すべき対象のプールがなくなるので、条例を廃止ということで、廃止を提案させていただいたところでございます。

また、もしという話になりますが、今後において、新たな施設等を建てる場合は、建てる場所等から検討ということになるかということもございまして、今回は、対象となるプールがなくなり、その場所に建てかえという予定も今のところはございませんので、条例を廃止するというところで提案をさせていただいたところでございます。

2点目のプールの廃止検討はいつからということでございますが、教育委員会では、今のプール、大変古くなってきたのは十分承知しておりましたが、もう数年は何とか使いたいと思いで手当てをしておりましたが、実際に、今シーズンが終わりました時点で、上屋のシートがもう、次回以降は使えない。また、プールの鉄骨も大変危険な状態になっているということが新たに判明といいますか、再度、改めてそういう事実を確認いたしましたので、この廃止につきましては、この26年度のシーズンが終わった後に、廃止という検討を始めたものでございます。

また、3点目の子供さんたちの夏場の遊び場がなくなるということでございまして、私どもも保護者さんからのアンケートなどをいただいたところ、非常にそのような声が多く寄せられていたということで承知しているつもりでございます。

当面は、近隣の町にプールがございまして、それらのプールをお使いいただくということで、どうか、多少の不便はおかけすると思いますが、皆さんには、夏のプールの利用について

は、そのようにお願いしてまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 確かにかなり古いプールです。屋根の鉄骨だとかというのは、かなり前から腐食が進んでいて、改修、修繕だとかということも多分考えられていたのではないかなと思うのです。

そのときに、1年か2年ぐらい前に、脱衣場をちょっと改修されたと思いますけれども、そういったときに、議会に対しても、今後、腐食が進んできて大変になる可能性があるという話は多分なかったと思うのです。そういったところで話が、結構そういうところで話も出てくれば、市民の声とかももっと早く取り込んで、どうしていこうかということもいろいろ考えられたと思うのですけれども、その辺はどうだったか、ちょっとお聞きしたいと思います。

あと、プールがことしはなくなるということで、ほかの赤平と一緒にのほうに行ってやるということなのですけれども、ことしはそうなのですけれども、変な話、新しいものを建てると考えての2年、3年は歌志内にプールがない状態だと思うのです。その辺について、保護者の方々と、今後どうする考えだということを、きちんと話し合いの場を設けて、話を進めていくことが大切だと思うのですけれども、その辺についてどうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） これまでのプールの修繕等に関する部分での、一つ目については、御質問かと思っております。

過去から随時必要に応じ、装置の整備ですとかフェンスの改修、それから、お話がありました上屋の施設についても改修は都度、その年度で進めてまいりました。

しかしながら、やはりプール、塩素を使っているという状況から、やはりそれらの被害が非常に大きかったというのが現状かというふうに思っております。

上屋の部分につきましては、やはり根幹となる部分まで腐食が進んでいたということで、言うなれば、一部改修的なものではなかなか難しいということが判明いたしましたので、また、プールの部分についても、若干の水漏れを起こしているとか、管の部分の老朽化も相当進んでいるという状況から、やはりこれまでの修繕では対応はし切れないという状況かなというふうに思っております。

それによりまして、今回、このような考え方をしたところでございます。

また、お話のとおり、プールを、当然新しく建てる場合については、設計委託、建設という手順を踏んでいかなければなりませんので、数年は要するかなというふうに思います。

また、現場所、決して教育委員会としては、最適というふうな形では思っておりません。駐車場もない、駐輪場もないというような場所になっております。

また、教育委員会といたしましては、他の施設、体育館を含め、さまざまな社会教育施設の部分についてもございます。これらは全て、やはりまち全体としての計画もございますので、それらと連携をしながら、まちづくりの整合性を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

また、このアンケート調査等の関係については、今月、各小中学校、幼稚園、保育所の保護者のほうには、学校を經由して送付させていただきました。この後、新年度になるかと思っておりますけれども、保護者の皆様と、また体制が変わってまいりますので、PTAの皆様とお話をさせていただければというふうに思っていますし、その際に、貴重なたくさんの御意見を頂戴していきたいと思っております。

また、今シーズンの他市町でのプールの利用の状況の実態も含めながら、今後の計画に進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第10号について採決をいたします。

本件は、地方自治法第204条の2第2項の規定に基づく、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用または廃止に関する条例第4条により、出席議員の3分の2以上の同意を要しますので、起立によって採決をいたします。

本日の出席議員は7名であり、その3分の2は5名であります。

ただいまの議案に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山崎数彦君） ただいまの起立者は5名であります。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 1 1 号

○議長（山崎数彦君） 日程第17 議案第11号歌志内市道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） －登壇－

議案第11号歌志内市道路線の認定について御提案申し上げます。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、歌志内市道路線を別記のとおり認定することについて御提案申し上げます。

提案理由は、道道赤平奈井江線文珠峠部分の切りかえ工事に伴い、道路改良工事による新たな道道が完成したため、旧道道の道路を市道として移管するため、北海道と協議を行っていたところ、このたび市道として引き継ぐ諸手続が調ったことから、道路の利便性を高め、公共福祉を増進することを目的に、道路の維持管理を行い、新たに文珠峠連絡線を市道認定しようとするものでございます。

次ページをお開き願います。

認定する路線につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の35ページをごらん願います。

別記、路線番号435。路線名、文珠峠連絡線。起点地番、字文珠42番地20から、終点地番、字文珠35番地10まで、延長285.39メートル。幅員9.57から19.84メートル。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第11号について採決いたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午後 2時01分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 山 崎 数 彦

署名議員 川 野 敏 夫

署名議員 女 鹿 聡